

平成 26 事業年度

# 事業報告書

日本司法支援センター

## 【目次】

1	国民の皆様へ	1
2	基本情報	2
(1)	法人の概要	2
①	法人の目的	2
②	業務内容	2
③	沿革	3
④	設立根拠法	3
⑤	主務大臣	3
⑥	組織図	3
(2)	本部・地方事務所等の住所	3
(3)	資本金の状況	3
(4)	役員の状況	3
①	定数	3
②	役員一覧	4
③	理事の業務分担	5
(5)	常勤職員の状況	5
3	簡潔に要約された財務諸表	6
(1)	法人単位	6
①	貸借対照表	6
②	損益計算書	6
③	キャッシュ・フロー計算書	7
④	行政サービス実施コスト計算書	7
(2)	一般勘定	8
①	貸借対照表	8
②	損益計算書	8
③	キャッシュ・フロー計算書	9
④	行政サービス実施コスト計算書	9
(3)	国選弁護人確保業務等勘定	10
①	貸借対照表	10
②	損益計算書	10
③	キャッシュ・フロー計算書	11
④	行政サービス実施コスト計算書	11
(4)	財務諸表の勘定科目	11

4	財務情報	15
(1)	財務諸表の概況	15
①	経常費用、経常収益、当期総損益、資産、負債、キャッシュ・フロー等の主要な財務データの経年比較・分析	15
ア	法人単位	15
イ	一般勘定	18
ウ	国選弁護士確保業務等勘定	21
②	目的積立金の申請、取崩内容	24
③	行政サービス実施コスト計算書の経年比較・分析	24
ア	法人単位	24
イ	一般勘定	25
ウ	国選弁護士確保業務等勘定	26
(2)	施設等投資の状況（重要なもの）	26
①	当事業年度中に完成した主要施設等	26
②	当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充	26
③	当事業年度中に処分した主要施設等	26
(3)	予算・決算の概況	27
(4)	経費削減及び効率化目標との関係	28
5	事業の説明	28
(1)	財源構造	28
(2)	財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明	29

## 1 国民の皆様へ

日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）は、総合法律支援を担う組織として平成18年4月10日に設立され、同年10月2日から業務を開始した。情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務、司法過疎対策業務及び犯罪被害者支援業務の主要5業務と受託事業について、第1期中期目標期間中においては、世界的な経済不況の下での情報提供業務の増大や法律相談援助、代理援助件数の増大、被疑者国選弁護制度の対象事件の大幅な拡大、裁判員裁判の円滑な実施の確保等に対応してきた。

そして、第2期中期目標期間においては、我が国に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の被災者がその被害の回復を求めるため弁護士・司法書士等に依頼をしようと考えても、既存の民事法律扶助制度の下では資力要件等の制約があり、それが弁護士・司法書士等へのアクセスの大きな障害となっているとの指摘がなされた。平成24年3月23日に「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（以下「震災特例法」という。）が成立し、弁護士会、司法書士会等の関係機関等との連携の下、支援センターの新たな事業として「東日本大震災法律援助事業」に取り組んだ。特に被害が甚大であった宮城県、岩手県及び福島県において、被災地における司法アクセスのさらなる拡充のため、県内合計7か所に被災地出張所を設置した。また、平成27年3月に震災特例法が改正・施行され、被災地出張所の設置期限を3年間延長（平成30年3月末まで）した。

そのほか、平成25年12月から、犯罪被害者等が被害者参加人として公判期日等に出席した際の旅費等を支給する「被害者参加旅費等支給業務」への対応も開始している。

平成26年度は、第3期中期目標期間（平成26年4月1日から平成30年3月31日まで）の初年度として、支援センターは、司法ソーシャルワーク(\*)を推進することとし、この事業計画の策定に着手し、今後、効率的かつ効果的に事業を実施するための準備を進めている。

これまでの取組を踏まえ、引き続き、「あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会」を目指し、組織体制の整備、業務の改善等をより適切に推進することとした。

本報告書は、このような平成26年度の取組について、財務諸表等に即して実績を報告するものである。

- \* 自らが法的問題を抱えていることを認識する能力が十分でないなどの理由で自ら法的支援を求めることが困難な高齢者・障がい者に対し、福祉機関等と連携を図り、当該高齢者・障がい者にアウトリーチするなどして、その法的問題を含めて総合的に問題を解決していく取組。

## 2 基本情報

### (1) 法人の概要

#### ① 法人の目的

支援センターは、総合法律支援法（以下「法」といいます。）に基づき、独立行政法人の枠組みに従って設立された法人で、同法が定める総合法律支援に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的としております（法第14条）。

#### ② 業務内容

##### ○本来業務（法第30条第1項）

##### ア 情報提供業務（第1号）

利用者からの問い合わせに応じて、法制度に関する情報及び相談機関・団体等（弁護士会、司法書士会、地方公共団体等の相談窓口等）に関する情報を無料で提供する業務。

##### イ 民事法律扶助業務（第2号）

経済的に困りの方が法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行い（法律相談援助）、必要な場合、民事裁判等手続に係る弁護士又は司法書士の費用の立替え等を行う（代理援助及び書類作成援助）業務。

##### ウ 国選弁護等関連業務（第3号）

i 国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、国選弁護人候補及び国選付添人候補の指名及び裁判所への通知、国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の支払等を行う業務。

ii 国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の支払等を行う業務。

##### エ 司法過疎対策業務（第4号）

身近に法律家がない、法的サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消のため、支援センターに勤務する弁護士（常勤弁護士）が常駐する「地域事務所」を設置し、法的サービス全般の提供を行う業務。

##### オ 犯罪被害者支援業務（第5号）

犯罪の被害に遭われた方やそのご家族の方などが、そのとき最も必要とする支援を受けられるよう、被害の回復・軽減を図るための法制度に関する情報を提供するとともに、犯罪被害者支援を行っている機関・団体と連携して、適切な相談窓口の紹介や取次をし、必要に応じて、犯罪被害者の支援に理解と経験のある弁護士を紹介する業務。

##### カ 被害者参加旅費等支給業務（第6号）

犯罪の被害に遭われた方やそのご家族の方などが、適切に刑事裁判に参加することができるよう、被害者参加人として公判期日（又は公判準備）に出席した際の旅費等を支給し、経済的な側面から犯罪被害者等を支援する業務。

##### ○受託業務（法第30条第2項）

支援センターの本来業務の遂行に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人等から委託を受けて、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる業務。

○東日本大震災法律援助事業（震災特例法第3条第1項）

東日本大震災について災害救助法が適用された市町村（東京都を除く。）に平成23年3月11日時点で住所等を有していた方を対象に、資力の状況にかかわらず、無料で法律相談を行い（震災法律相談援助）、震災に起因する紛争について、裁判外紛争解決手続を含む従来の民事法律扶助制度より広い範囲の法的手続に係る弁護士又は司法書士の費用等の立替え等を行う（震災代理援助、震災書類作成援助）業務。

③ 沿革

平成18年 4月10日 支援センター設立

同年10月 2日 支援センター業務開始

④ 設立根拠法

総合法律支援法（平成16年6月2日法律第74号）

⑤ 主務大臣

法務大臣

⑥ 組織図

別紙1のとおり

(2) 本部・地方事務所等の住所

別紙2のとおり

(3) 資本金の状況

(単位：百万円)

区 分	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高
政府出資金	351	—	—	351
資本金合計	351	—	—	351

(4) 役員状況

① 定数

法第22条に基づき、役員として、理事長1名、監事2名、理事4名を置いています。理事長及び監事は、最高裁判所の意見を聴いて法務大臣が任命します。理事は、理事長が任命し、法務大臣へ届け出るとともに、これを公表しなければならないとされています。

② 役員一覧

役 職	氏 名	任 期	経 歴
理事長	みやざき まこと 宮崎 誠	自 平成26年 4月10日 至 平成30年 4月 9日	昭和44年 弁護士登録（大阪弁護士会） 平成16年 大阪弁護士会会長 平成20年 日本弁護士連合会会長 平成22年 法務省「検察の在り方検討会議」 委員 平成25年 内閣官房「法曹養成制度改革顧問 会議」顧問 平成26年 日本司法支援センター理事長
理 事	たなかはるお 田中晴雄	自 平成25年 4月10日 至 平成28年 4月 9日	昭和62年 弁護士登録（第二東京弁護士会） 平成12年 第二東京弁護士会副会長 平成16年 日本弁護士連合会事務次長 平成18年 日本司法支援センター事務局次長 平成21年 同 事務局長 平成23年 同 常勤弁護士総合企画部長 平成25年 同 理事
理 事	ひろせけんじ 廣瀬健二	自 平成22年 4月10日 至 平成28年 4月 9日	昭和50年 横浜地方裁判所判事補任官 平成11年 東京高等裁判所判事 平成14年 横浜地方裁判所部総括判事 平成17年 退官 同 年 立教大学大学院法務研究科教授 平成22年 日本司法支援センター理事
理 事	やすおかたかし 安岡崇志	自 平成23年 4月10日 至 平成28年 4月 9日	昭和49年 日本経済新聞社入社 平成 9年 大阪本社社会部長 平成13年 東京本社文化部長 平成16年 論説委員兼編集委員 平成23年 退社 同 年 日本司法支援センター理事

理事	さかもと 坂本かよみ	自 平成26年 4月10日 至 平成28年 4月 9日	昭和49年 東京都職員 平成16年 消費生活専門相談員資格取得 平成22年 法務省「日本司法支援センター評価委員会」委員 平成25年 東京都退職 平成26年 日本司法支援センター理事
監事	ふじわらとういち 藤原藤一	自 平成22年 4月10日 至 平成28年 4月 9日	昭和45年 東京地方検察庁検事任官 平成11年 宮崎地方検察庁検事正 平成13年 最高検察庁公判部長 平成14年 退官 同 年 公証人（霞ヶ関公証役場） 平成22年 日本司法支援センター監事 平成24年 公証人退任 同 年 弁護士登録（東京弁護士会）
監事	やましたやすこ 山下泰子	自 平成24年 9月 3日 至 平成28年 4月 9日	昭和62年 監査法人トーマツ入社 平成14年 新日本監査法人入社 平成22年 司法書士法人最首総合事務所 平成23年 司法書士登録 平成24年 日本司法支援センター監事

(平成27年3月31日現在)

### ③ 理事の業務分担

理事名	担 当
田中理事	業務全般の総括並びに総務部及び常勤弁護士総合企画部が所掌する業務
廣瀬理事	国選弁護課及び犯罪被害者支援課が所掌する業務
安岡理事	広報室並びに民事法律扶助第一課及び同第二課が所掌する業務
坂本理事	情報提供課が所掌する業務

### (5) 常勤職員の状況

常勤職員（常勤弁護士を含みます。）は、平成27年1月1日現在において963人（前期比4人減少）であり、平均年齢は37.9歳（前期37.8歳）となっています。このうち、国等からの出向者は39人です。



### 3 簡潔に要約された財務諸表

#### (1) 法人単位

##### ① 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産		流動負債	
現金及び預金	7,570	運営費交付金債務	633
未収金	522	未払金	5,710
民事法律扶助立替金	27,074	賞与引当金	154
貸倒引当金	△19,439	その他	601
その他	138	固定負債	
固定資産		資産見返負債	9,014
有形固定資産	1,059	退職給付引当金	608
無形固定資産	452	資産除去債務	201
破産更生債権等	11,295	その他	240
貸倒引当金	△11,295	負債合計	17,160
その他	150	純資産の部	
		資本金	
		政府出資金	351
		資本剰余金	40
		繰越欠損金	25
		純資産合計	366
資産合計	17,526	負債純資産合計	17,526

(注) 百万円未満を四捨五入している関係上、合計等の金額について、内訳の計と一致しない場合があります (以下同様)。

##### ② 損益計算書

(単位：百万円)

	金額
経常費用 (A)	34,408
業務費	
契約弁護士報酬	16,752
人件費	6,206
貸倒引当金繰入額	4,800
その他	1,487
一般管理費	
不動産賃借料	1,592
人件費	1,834
その他	1,731
財務費用	5
経常収益 (B)	34,283
運営費交付金収益	9,606
政府受託収益	16,066
民事法律扶助事業収益	707
日弁連受託事業収益	2,012
その他自己収益	307
資産見返負債戻入	5,512
財務収益	2
雑益	69
前中期目標期間繰越積立金取崩額 (C)	105
当期総損失 (D=B-A+C)	20

③ キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	△ 2,105
民事法律扶助立替金の支出	△ 15,154
契約弁護士報酬の支出	△ 16,501
物品又はサービスの購入による支出	△ 3,880
人件費支出	△ 7,873
その他業務支出	△ 22
運営費交付金収入	15,507
政府受託収入	15,943
民事法律扶助立替金の償還等による収入	10,469
その他業務収入	2,392
国庫納付金の支払額	△ 2,986
投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	△ 320
財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	△ 134
資金に係る換算差額 (D)	0
資金減少額(E=A+B+C+D)	△ 2,560
資金期首残高 (F)	9,829
資金期末残高(G=F+E)	7,270

④ 行政サービス実施コスト計算書

(単位：百万円)

	金額
業務費用	15,243
損益計算書上の費用	34,408
(控除) 自己収入等	△ 19,164
(その他の行政サービス実施コスト)	
引当外賞与見積額	16
引当外退職給付増加見積額	218
機会費用	1
行政サービス実施コスト	15,479

## (2) 一般勘定

## ① 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産		流動負債	
現金及び預金	4,230	運営費交付金債務	633
未収金	522	未払金	3,059
民事法律扶助立替金	27,074	その他	462
貸倒引当金	△19,439	固定負債	
その他	100	資産見返負債	9,014
固定資産		資産除去債務	184
有形固定資産	926	その他	214
無形固定資産	376	負債合計	13,565
破産更生債権等	11,295	純資産の部	
貸倒引当金	△11,295	資本金	
その他	150	政府出資金	351
		資本剰余金	40
		繰越欠損金	18
		純資産合計	373
資産合計	13,938	負債純資産合計	13,938

## ② 損益計算書

(単位：百万円)

	金額
経常費用 (A)	18,322
業務費	
契約弁護士報酬	3,719
人件費	4,313
貸倒引当金繰入額	4,800
その他	1,340
一般管理費	
不動産賃借料	1,135
人件費	1,208
その他	1,323
財務費用	4
国選弁護士確保業務等勘定への繰入	481
経常収益 (B)	18,199
運営費交付金収益	9,606
民事法律扶助事業収益	707
日弁連受託事業収益	2,012
その他自己収益	307
資産見返負債戻入	5,512
財務収益	2
雑益	52
前中期目標期間繰越積立金取崩額 (C)	105
当期総損失 (D=B-A+C)	18

③ キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	△ 2,488
民事法律扶助立替金の支出	△ 15,154
契約弁護士報酬の支出	△ 3,739
物品又はサービスの購入による支出	△ 2,942
人件費支出	△ 5,508
国選弁護士確保業務等勘定への繰入	△ 481
その他業務支出	△ 19
運営費交付金収入	15,507
民事法律扶助立替金の償還等による収入	10,469
その他業務収入	2,366
国庫納付金の支払額	△ 2,986
投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	△ 266
財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	△ 100
資金に係る換算差額 (D)	0
資金減少額(E=A+B+C+D)	△ 2,853
資金期首残高 (F)	6,783
資金期末残高(G=F+E)	3,930

④ 行政サービス実施コスト計算書

(単位：百万円)

	金額
業務費用	14,761
損益計算書上の費用	17,842
(控除) 自己収入等	△ 3,080
(その他の行政サービス実施コスト)	
引当外賞与見積額	16
引当外退職給付増加見積額	209
機会費用	1
行政サービス実施コスト	14,988

## (3) 国選弁護人確保業務等勘定

## ① 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産		流動負債	
現金及び預金	3,340	未払金	2,651
その他	38	賞与引当金	154
固定資産		その他	139
有形固定資産	133	固定負債	
無形固定資産	77	退職給付引当金	608
		資産除去債務	17
		その他	27
		負債合計	3,595
		純資産の部	
		繰越欠損金	7
		純資産合計	△7
資産合計	3,588	負債純資産合計	3,588

## ② 損益計算書

(単位：百万円)

	金額
経常費用 (A)	16,566
業務費	
契約弁護士報酬	13,033
人件費	1,894
その他	147
一般管理費	
不動産賃借料	457
人件費	626
その他	408
財務費用	1
経常収益 (B)	16,564
政府受託収益	16,066
雑益	18
一般勘定からの繰入	481
当期総損失 (C=B-A)	1

③ キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	382
契約弁護士報酬の支出	△ 12,762
物品又はサービスの購入による支出	△ 938
人件費支出	△ 2,364
その他業務支出	△ 3
政府受託収入	15,943
一般勘定からの繰入	481
その他業務収入	26
投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	△ 54
財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	△ 34
資金増加額 (D=A+B+C)	294
資金期首残高 (E)	3,046
資金期末残高 (F=D+E)	3,340

④ 行政サービス実施コスト計算書

(単位：百万円)

	金額
業務費用	482
損益計算書上の費用 (控除) 自己収入等	16,566 △ 16,084
(その他の行政サービス実施コスト)	
引当外退職給付増加見積額	9
行政サービス実施コスト	491

(4) 財務諸表の勘定科目

【貸借対照表】

- 現金及び預金 : 現金、預金
- 民事法律扶助立替金 : 民事法律扶助業務の代理援助及び書類作成援助における、  
弁護士・司法書士等への報酬金・実費等立替金の、被援助者からの未回収残高
- その他（流動資産） : 郵券・収入印紙等の貯蔵品、事務所賃料・警備料等の前払費用及び常勤弁護士受任事件の未収金等
- 貸倒引当金 : 民事法律扶助立替金、未収金及び破産更生債権等の貸倒に対する引当金

- 有形固定資産 : 支援センターが長期にわたって使用又は利用する建物、車両及び工具器具備品
- 無形固定資産 : 民事法律扶助業務システムや財務会計システム等のソフトウェア等で、具体的な形態を持たない固定資産
- 破産更生債権等 : 民事法律扶助立替金及び常勤弁護士受任事件の未収金のうち、回収可能性の低い債権
- その他（固定資産） : 有形・無形固定資産以外の長期資産で、敷金が該当
- 運営費交付金債務 : 支援センターの業務を実施するために国から交付された運営費交付金のうち、未実施の部分に該当する残高
- 未払金 : 民事法律扶助立替金、国選弁護人契約弁護士報酬、固定資産購入や役務提供等の取引による債務の未払金
- 賞与引当金 : 当期に負担すべき賞与のうち、運営費交付金による財源措置がなされない部分について、支給見込額に基づいて計上する引当金
- その他（流動負債） : 水道光熱費等の未払費用、常勤弁護士受任事件の前受金、民事法律扶助事件に関する預り金、所得税等の預り金、リース債務等
- 資産見返負債 : 民事法律扶助立替金の純額並びに運営費交付金及び受贈を財源として取得された償却資産の見合いとして計上される負債
- 退職給付引当金 : 運営費交付金により財源が手当されない退職金に係る引当金
- 資産除去債務 : 有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じ、当該有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるもの
- その他（固定負債） : 長期リース債務及び長期預り金等
- 政府出資金 : 国からの出資金であり、支援センターの財産的基礎を構成
- 資本剰余金 : 設立時に、財団法人法律扶助協会からの承継財産として取得した資産に対応するものであり、支援センターの財産的基礎を構成
- 当期末処分利益 : 支援センターの業務に関連して発生した利益累計額
- 当期末処理損失 : 支援センターの業務に関連して発生した損失累計額

#### 【損益計算書】

- 契約弁護士報酬 : 国選弁護人確保業務及び日弁連受託業務等において契約弁護士等に支払った報酬並びに民事法律扶助業務の法律相談援助費

- 人件費（業務費） : 支援センターの業務の管理を主に行う職員を除く職員に要する給与、賞与及び法定福利費等の経費
- 貸倒引当金繰入額 : 民事法律扶助立替金、未収金及び破産更生債権等の貸倒に対する引当金への繰入額
- その他（業務費） : 地方事務所等において支出された、通信運搬費及び消耗品費等の経費
- 不動産賃借料 : 地方事務所や借上宿舍等の賃借料
- 人件費（一般管理費） : 支援センターの業務の管理を主に行う職員等に要する給与、賞与及び法定福利費等の経費
- その他（一般管理費） : 本部において支出された、通信運搬費及び消耗品費等の経費
- 財務費用 : 支払利息
- 運営費交付金収益 : 支援センターの業務を実施するために国から交付された運営費交付金のうち、実施済の業務の財源に充てるべく、当期の収益として認識したもの
- 政府受託収益 : 国からの国選弁護士確保業務等委託費のうち、実施済の業務の財源に充てるべく、当期の収益として認識したもの
- 民事法律扶助事業収益 : 常勤弁護士が担当した民事法律扶助事件からの収入
- 日弁連受託事業収益 : 日弁連からの業務委託費のうち、実施済の業務の財源に充てるべく、当期の収益として認識したもの
- その他自己収益 : 常勤弁護士受任事件からの収入である有償受任事業収益及びしよく罪寄附金等による寄附金収益等
- 資産見返負債戻入 : 貸倒引当金繰入相当額及び償却資産の減価償却相当額を、資産見返負債から取り崩したものの
- 財務収益 : 受取利息
- 雑益 : 職員宿舍使用料本人負担分等

**【キャッシュ・フロー計算書】**

- 業務活動によるキャッシュ・フロー : 通常業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、商品又はサービスの購入による支出並びに人件費支出等
- 民事法律扶助立替金の支出 : 当期中に支出された民事法律扶助立替金の額
- 契約弁護士報酬の支出 : 民事法律扶助業務、国選弁護士確保業務及び日弁連受託業務等において契約弁護士等に支出した報酬
- 物品又はサービスの購入による支出 : 不動産賃借料等、物品又はサービスの購入による支出



- 人件費支出 : 給与、賞与及び法定福利費等、支援センターの役職員への支出
- その他業務支出 : 民事法律扶助事件に係る預り金の減少による支出
- 運営費交付金収入 : 国から運営費交付金として入金した収入
- 政府受託収入 : 国から国選弁護士確保業務等委託費として入金した収入
- 民事法律扶助立替金の償還等による収入 : 民事法律扶助立替金が被援助者から償還されること等によって得た収入
- その他業務収入 : 司法過疎対策業務及び日弁連受託業務等による収入
- 投資活動によるキャッシュ・フロー : 将来に向けた運営基盤確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、有形固定資産及び無形固定資産の取得・売却等による収入・支出及び定期預金の払戻しと預け入れによる収入・支出
- 財務活動によるキャッシュ・フロー : リース債務の返済による支出
- 資金に係る換算差額 : 外貨建て取引を円換算した場合の差額

#### 【行政サービス実施コスト計算書】

- 業務費用 : 支援センターが実施する行政サービスのコストのうち、損益計算書に計上される費用から自己収入等の収益を差し引いたもの
- その他の行政サービス実施コスト : 損益計算書に計上されないが、行政サービスの実施に費やされたと認められるコスト
- 引当外賞与見積額 : 財源措置が運営費交付金により行われることが明らかな賞与に対する引当金の見積額（損益計算書には計上していないが、仮に引き当てた場合には計上したであろう見積額を、貸借対照表に注記している）
- 引当外退職給付増加見積額 : 財源措置が運営費交付金により行われることが明らかな退職金に対する引当金の増加見積額（損益計算書には計上していないが、仮に引き当てた場合には計上したであろう見積額を、貸借対照表に注記している）
- 機会費用 : 国からの政府出資金に国債利率を乗じた見積額

## 4 財務情報

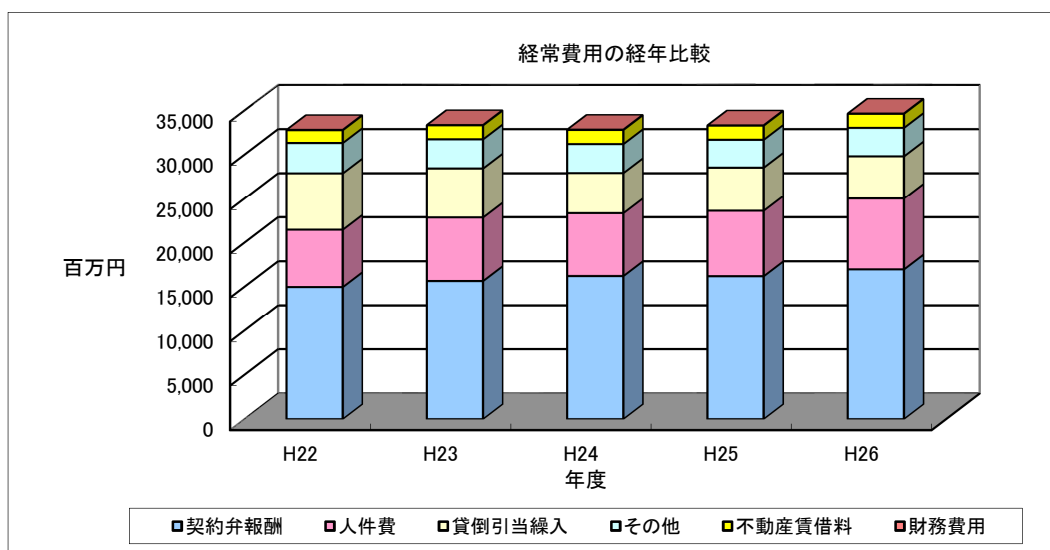
### (1) 財務諸表の概況

① 経常費用、経常収益、当期総損益、資産、負債、キャッシュ・フロー等の主要な財務データの経年比較・分析（法人単位・区分経理によるセグメント情報）

#### ア 法人単位

##### 【経常費用】

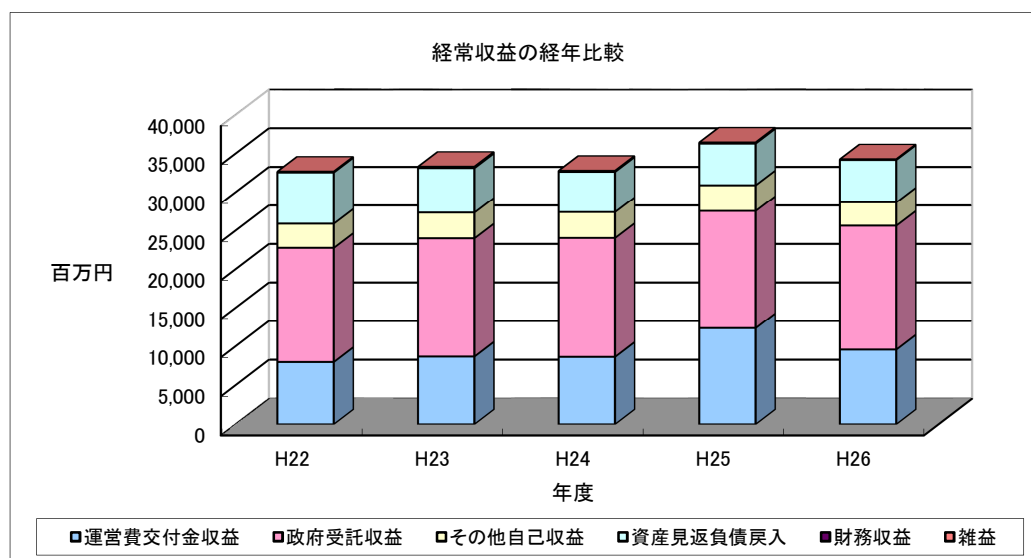
平成 26 年度の経常費用は 34,408 百万円であり、前年度比 1,111 百万円増加 (3.3%増) した。これは、人件費 626 百万円増 (8.4%増)、契約弁護士報酬 551 百万円増 (3.4%増) が主な増加要因である。



(注) 第 3 期中期計画は、平成 26 年度を始期とし、平成 29 年度を終期とします（以下同様）。

##### 【経常収益】

平成 26 年度の経常収益は 34,283 百万円であり、前年度比 2,170 百万円減少 (6.0%減) した。これは、運営費交付金収益 2,775 百万円減 (22.4%減) が主な減少要因である。

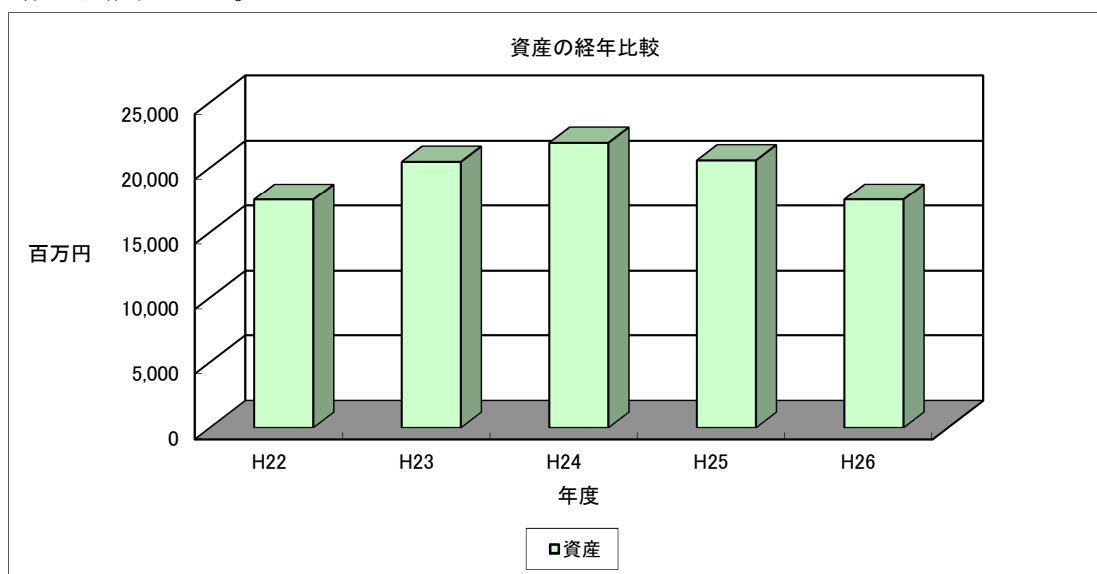


### 【当期総損益】

当期総損益は、△20 百万円であり、ファイナンス・リース取引、資産除去債務及び為替変動の影響額によるものである。

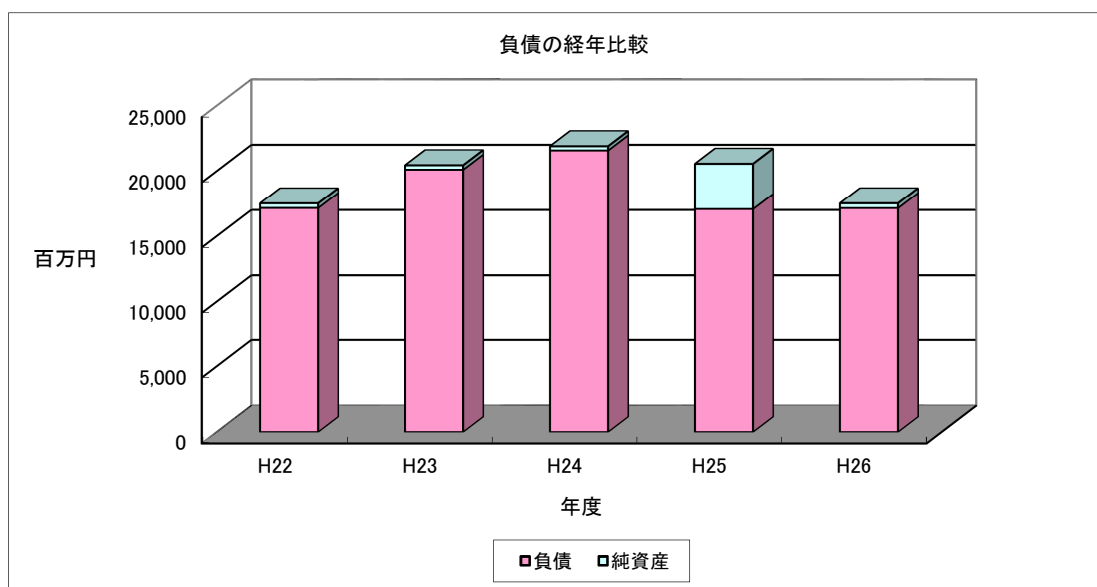
### 【資産】

平成 26 年度末現在の資産合計は 17,526 百万円であり、前年度末比 3,036 百万円減少（14.8%減）した。これは、現金及び預金 2,360 百万円減（23.8%減）が主な減少要因である。



### 【負債】

平成 26 年度末現在の負債合計は 17,160 百万円であり、前年度末比 75 百万円増加（0.4%増）した。これは、未払金 297 百万円減（4.9%減）、資産見返負債 244 百万円減（16.6%減）等の一方、運営費交付金債務 633 百万円増が主な増加要因である。



### 【業務活動によるキャッシュ・フロー】

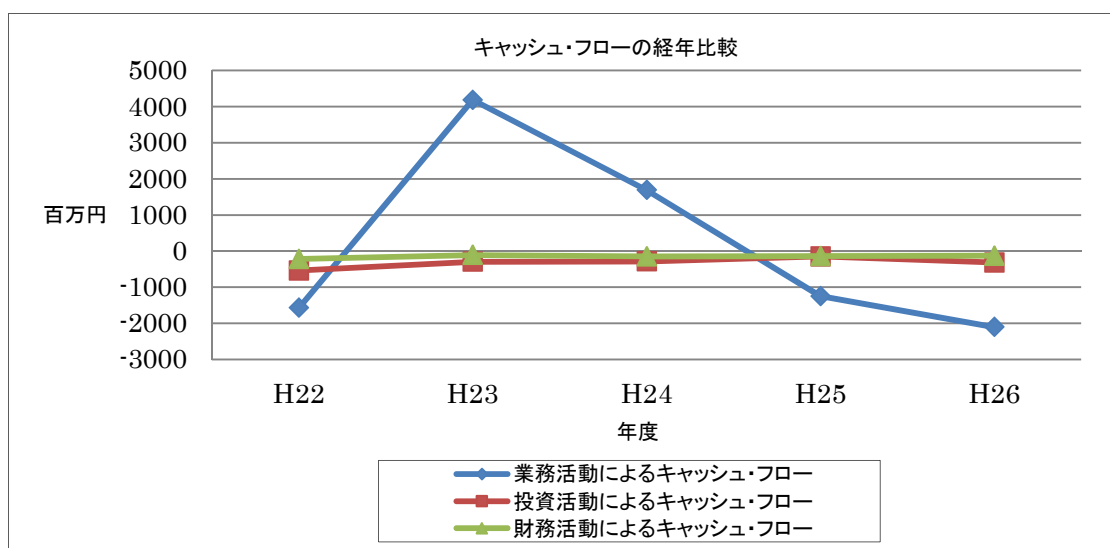
平成 26 年度の業務活動によるキャッシュ・フローは△2,105 百万円であり、前年度比 856 百万円減少（68.6%減）した。これは、国庫納付金の支払額 2,986 百万円増が主な減少要因である。

### 【投資活動によるキャッシュ・フロー】

平成 26 年度の投資活動によるキャッシュ・フローは△320 百万円であり、前年度比 170 百万円減少（113.5%減）である。これは、無形固定資産の取得による支出 266 百万円増（680.2%増）が主な減少要因である。

### 【財務活動によるキャッシュ・フロー】

平成 26 年度の財務活動によるキャッシュ・フローは△134 百万円であり、前年度比 7 百万円増加（4.8%増）であり、リース債務の返済による支出が減少したことが原因である。



### ■ 主要な財務データの経年比較 (単位：百万円)

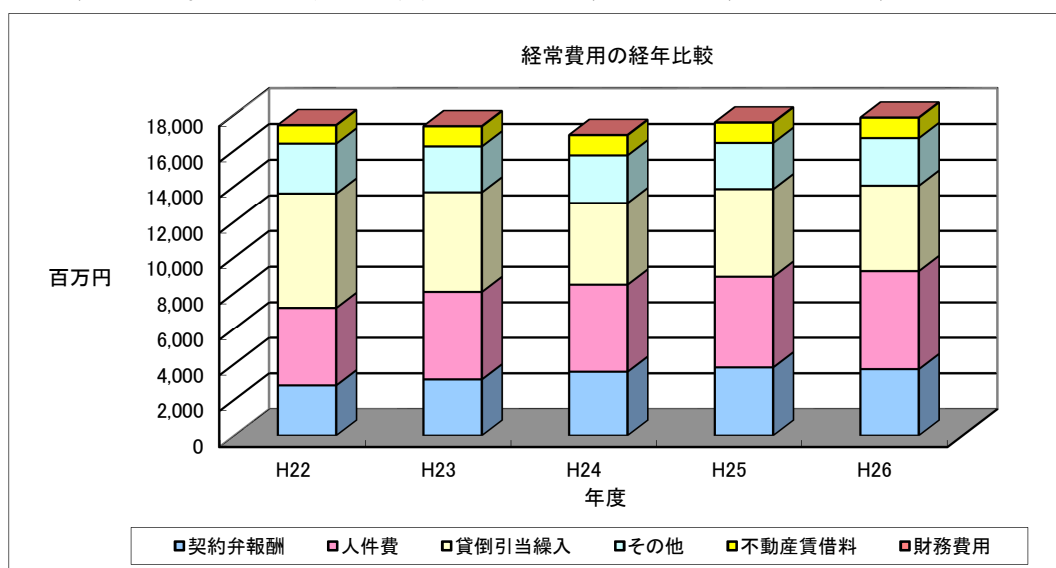
区 分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	
経常費用	32,785	33,333	32,813	33,296	34,408	
経常収益	32,687	33,320	32,795	36,453	34,283	
当期総損益	△ 39	△ 13	△ 18	3,156	△ 20	(注)
資産	17,520	20,450	21,906	20,562	17,526	
負債	17,168	20,111	21,585	17,085	17,160	
利益剰余金又は繰越欠損金	△ 39	△ 52	△ 70	3,086	△ 25	(注)
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,572	4,184	1,691	△ 1,249	△ 2,105	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 539	△ 297	△ 287	△ 150	△ 320	
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 221	△ 110	△ 150	△ 141	△ 134	
資金期末残高	6,338	10,115	11,369	9,829	7,270	

(注) 平成 25 年度の当期総利益及び利益剰余金が大きくなっているのは、同年度が中期目標期間の最終年度にあたり、運営費交付金債務残高全額を収益化したことによる。

## イ 一般勘定

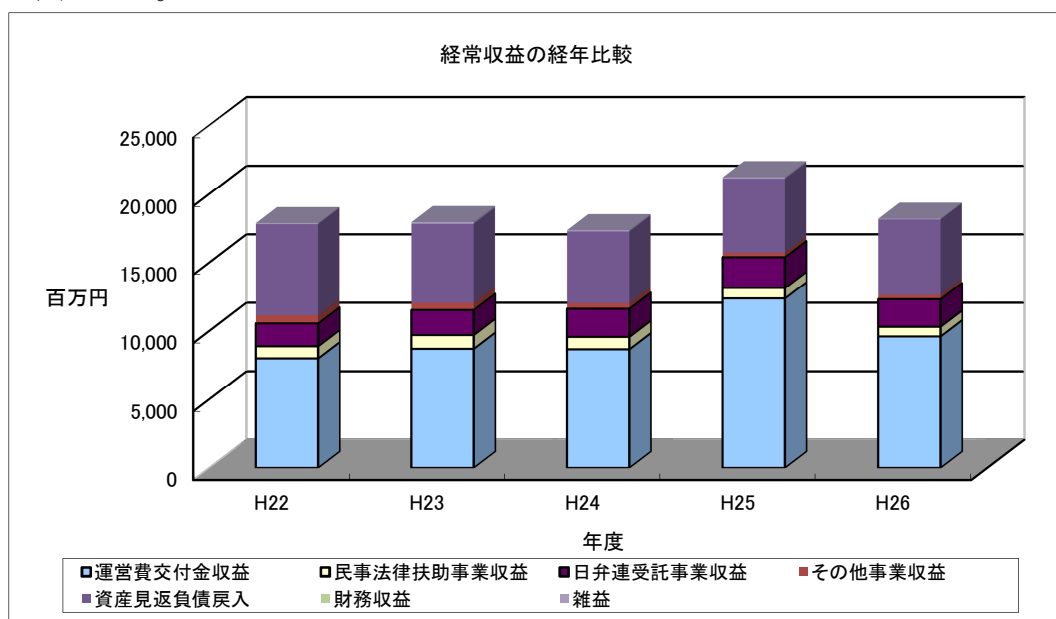
### 【経常費用】

平成 26 年度の経常費用は 18,322 百万円であり、前年度比 254 百万円増加 (1.4 %増) した。これは、人件費 411 百万円増 (8.1%増) が主な増加要因である。



### 【経常収益】

平成 26 年度の経常収益は 18,199 百万円であり、前年度比 3,026 百万円減少 (14.3 %減) した。これは、運営費交付金収益 2,775 百万円減 (22.4%減) が主な減少要因である。

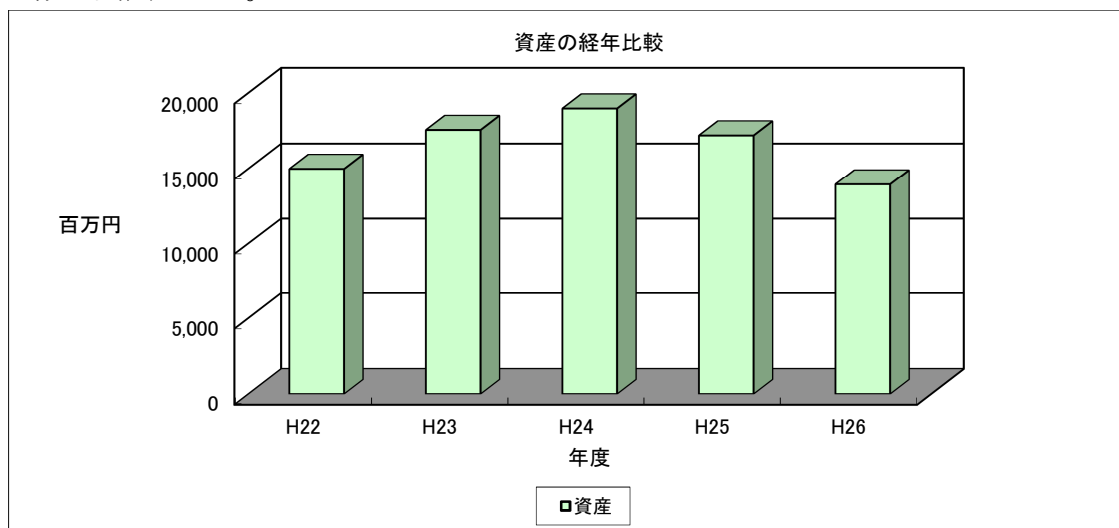


### 【当期総損益】

当期総損益は、△18百万円であり、ファイナンス・リース取引、資産除去債務及び為替変動の影響額によるものである。

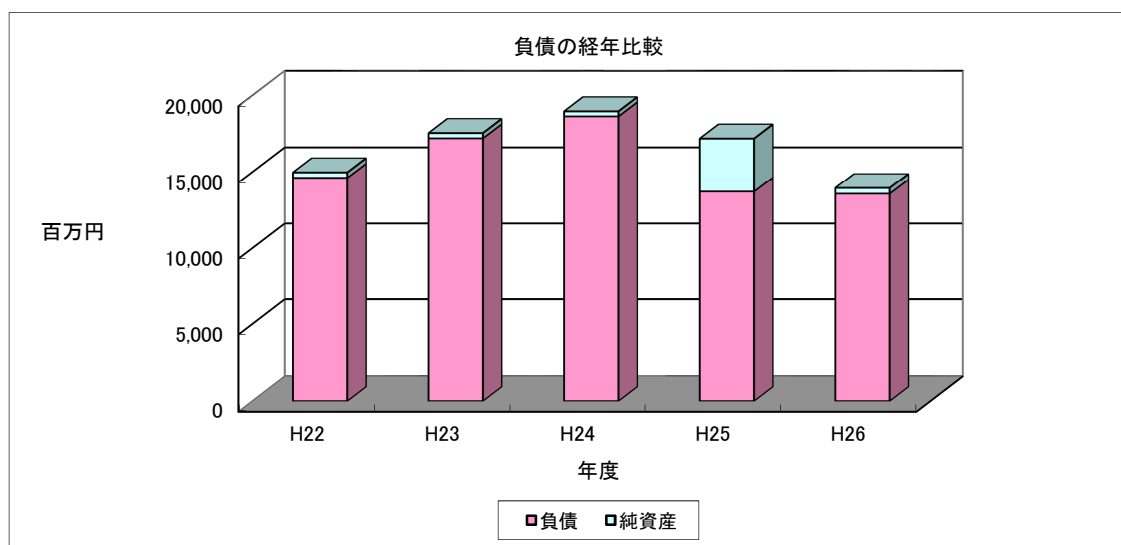
### 【資産】

平成26年度末現在の資産合計は13,938百万円であり、前年度末比3,249百万円減少（18.9%減）した。これは、現金及び預金2,653百万円減（38.6%減）が主な減少要因である。



### 【負債】

平成26年度末現在の負債合計は13,565百万円であり、前年度末比139百万円減少（1.0%減）した。これは、運営費交付金債務633百万円増等の一方、未払金385百万円減（11.2%減）、資産見返負債244百万円減（2.6%減）が主な減少要因である。



【業務活動によるキャッシュ・フロー】

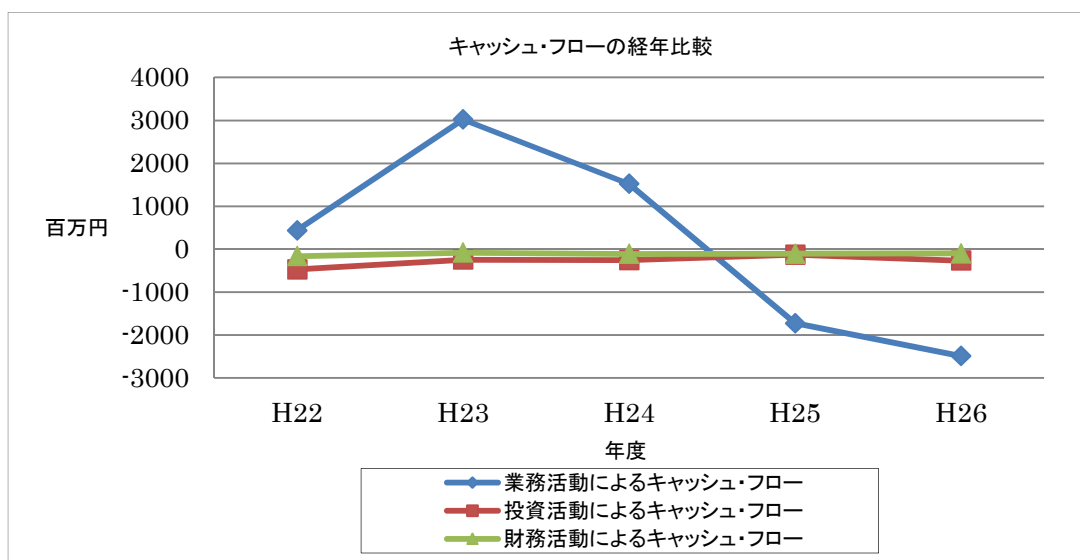
平成 26 年度の業務活動によるキャッシュ・フローは△2,488 百万円であり、前年度比 765 百万円減少（44.4%減）した。これは、国庫納付金の支払額 2,986 百万円増が主な減少要因である。

【投資活動によるキャッシュ・フロー】

平成 26 年度の投資活動によるキャッシュ・フローは△266 百万円であり、前年度比 136 百万円減少（104.1%減）である。これは、無形固定資産の取得による支出 225 百万円増（795.7%増）が主な減少要因である。

【財務活動によるキャッシュ・フロー】

平成 26 年度の財務活動によるキャッシュ・フローは△100 百万円であり、前年度比 6 百万円増加（5.3%増）であり、リース債務の返済による支出が減少したことが原因である。



■ 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

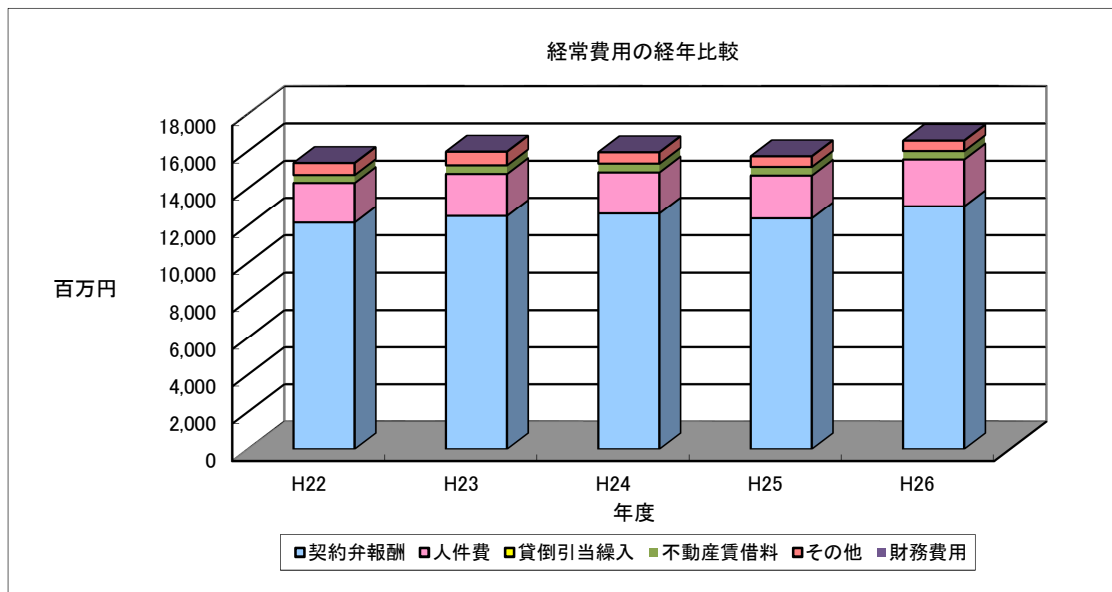
区 分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	
経常費用	17,972	17,962	17,376	18,069	18,322	
経常収益	17,875	17,950	17,360	21,225	18,199	
当期総損益	△ 36	△ 12	△ 16	3,156	△ 18	(注)
資産	14,970	17,550	18,967	17,187	13,938	
負債	14,615	17,207	18,640	13,704	13,565	
利益剰余金又は繰越欠損金	△ 36	△ 49	△ 65	3,091	△ 18	(注)
業務活動によるキャッシュ・フロー	436	3,023	1,523	△ 1,723	△ 2,488	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 471	△ 245	△ 256	△ 130	△ 266	
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 163	△ 82	△ 112	△ 106	△ 100	
資金期末残高	4,890	7,586	8,742	6,783	3,930	

(注) 平成 25 年度の当期総利益及び利益剰余金が大きくなっているのは、同年度が中期目標期間の最終年度にあたり、運営費交付金債務残高全額を収益化したことによる。

## ウ 国選弁護士確保業務等勘定

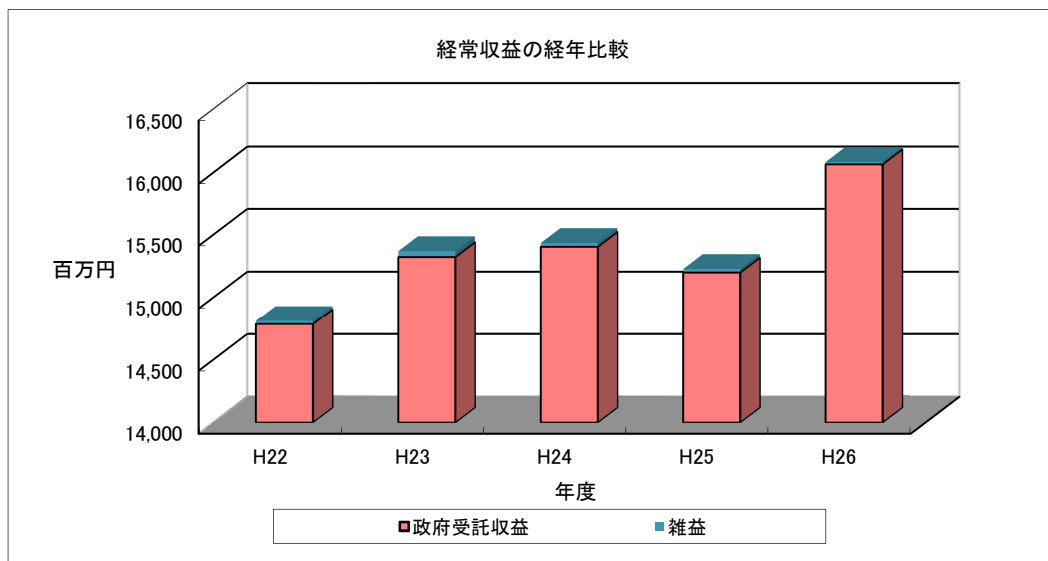
### 【経常費用】

平成 26 年度の経常費用は 16,566 百万円であり、前年度比 839 百万円増加 (5.3%増) した。これは、契約弁護士報酬 650 百万円増 (5.2%増) が主な増加要因である。



### 【経常収益】

平成 26 年度の経常収益は 16,564 百万円であり、前年度比 837 百万円増加 (5.3%増) した。これは、政府受託収益 867 百万円増 (5.7%増) が主な増加要因である。



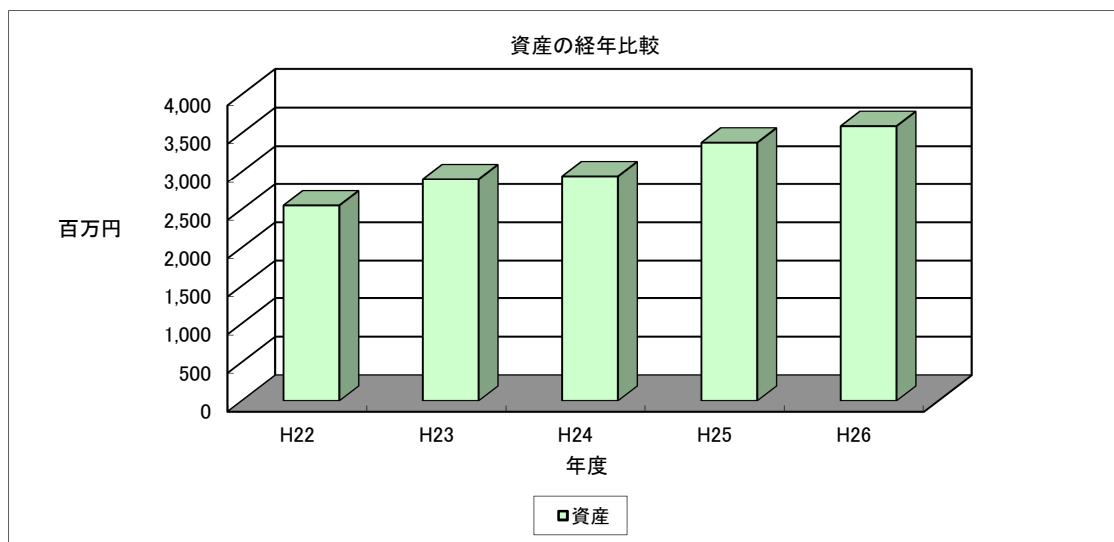


### 【当期総損益】

当期総損益は、△1百万円であり、ファイナンス・リース取引及び資産除去債務の影響額によるものである。

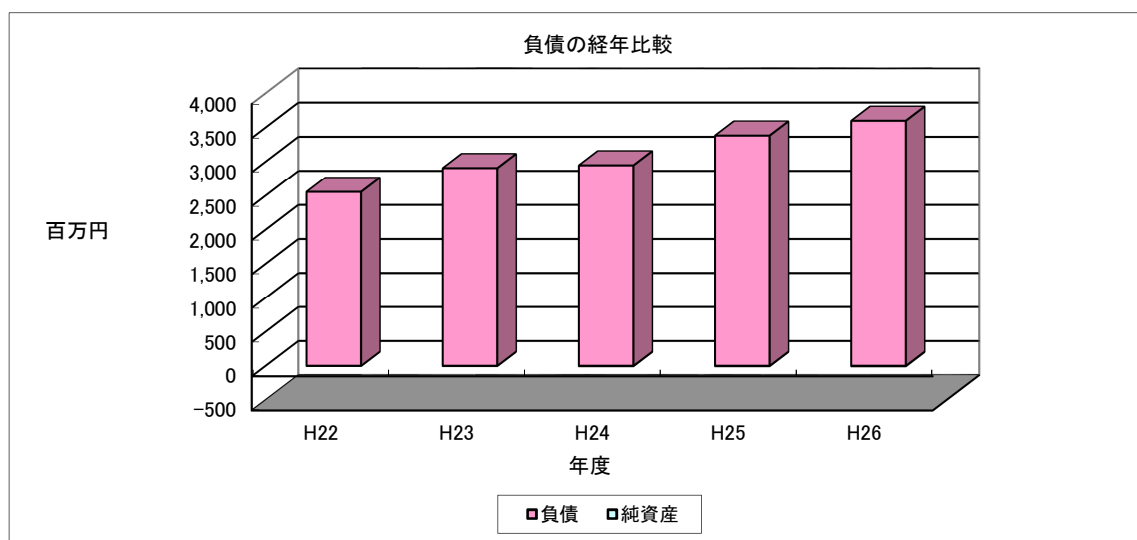
### 【資産】

平成26年度末現在の資産合計は3,588百万円であり、前年度末比213百万円増加(6.3%増)した。これは、現金及び預金294百万円増(9.6%増)が主な増加要因である。



### 【負債】

平成26年度末現在の負債合計は3,595百万円であり、前年度末比214百万円増加(6.3%増)した。これは、退職給付引当金149百万円増(32.5%増)、未払金88百万円増(3.4%増)が主な増加要因である。



【業務活動によるキャッシュ・フロー】

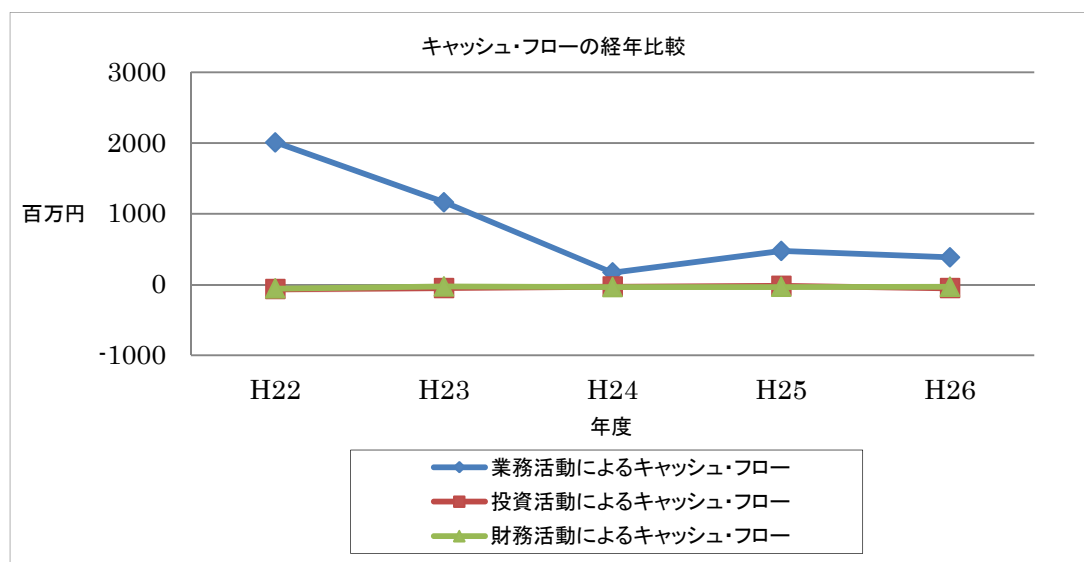
平成 26 年度の業務活動によるキャッシュ・フローは 382 百万円であり、前年度比 91 百万円減少 (19.3%減) した。これは、契約弁護士報酬の支出 357 百万円増 (2.9%増) が主な減少要因である。

【投資活動によるキャッシュ・フロー】

平成 26 年度の投資活動によるキャッシュ・フローは△54 百万円であり、前年度比 34 百万円減少 (175.6%減) である。これは、無形固定資産の取得による支出 41 百万円増 (380.0%増) が主な減少要因である。

【財務活動によるキャッシュ・フロー】

平成 26 年度の財務活動によるキャッシュ・フローは△34 百万円であり、前年度比 1 百万円増 (3.3%増) であり、リース債務の返済による支出が減少したことが原因である。



■ 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区 分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
経常費用	15,365	15,974	15,945	15,727	16,566
経常収益	15,365	15,973	15,943	15,727	16,564
当期総損益	△ 3	0	△ 2	0	△ 1
資産	2,550	2,901	2,939	3,376	3,588
負債	2,553	2,904	2,945	3,381	3,595
利益剰余金又は繰越欠損金	△ 3	△ 4	△ 6	△ 6	△ 7
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,008	1,161	168	474	382
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 68	△ 52	△ 31	△ 20	△ 54
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 57	△ 28	△ 38	△ 36	△ 34
資金期末残高	1,448	2,529	2,628	3,046	3,340

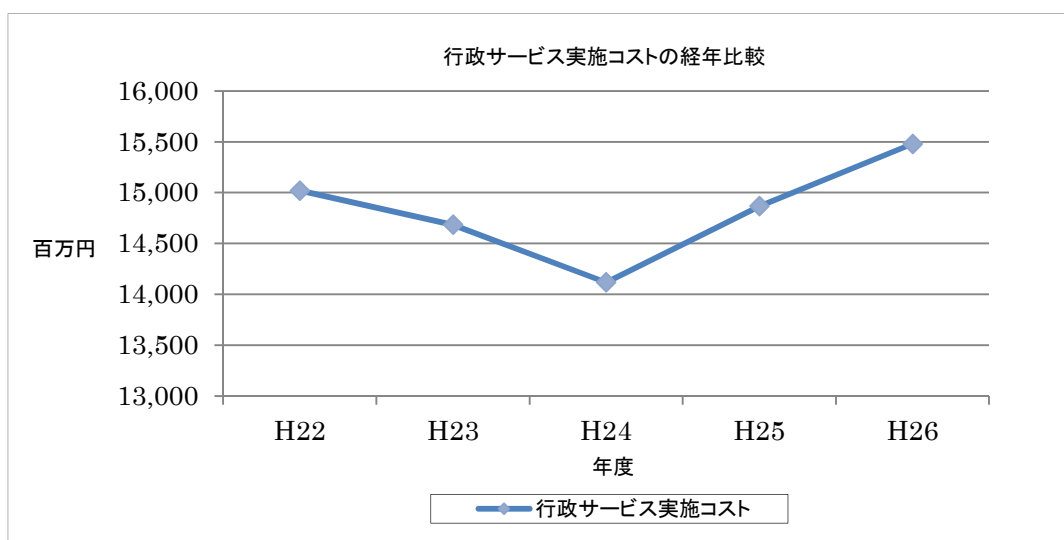
② 目的積立金の申請、取崩内容

目的積立金取崩額 105 百万円は、棚卸資産及び前払費用の簿価相当額に充てるため、平成 26 年 6 月 30 日付けにて法務大臣から承認を受けた 105 百万円について取り崩したものである。

③ 行政サービス実施コスト計算書の経年比較・分析

ア 法人単位

平成 26 年度の行政サービス実施コストは 15,479 百万円であり、前年度比 613 百万円増加（4.1%増）である。これは、業務費が増加したこと等により業務費用合計が 614 百万円増加（4.2%増）したことが主な要因である。



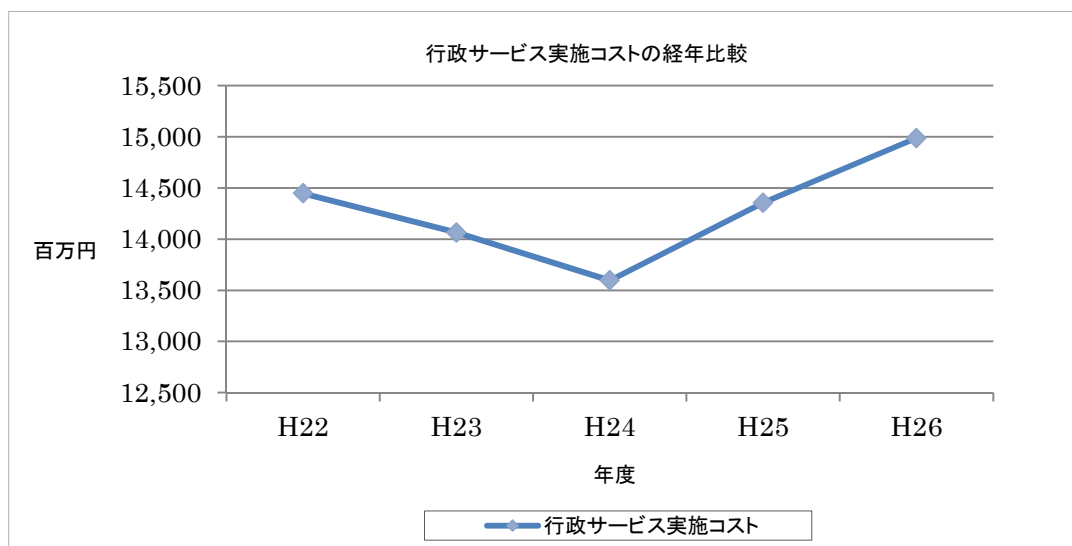
■行政サービス実施コストの経年比較

(単位：百万円)

区 分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
業務費用	14,789	14,500	13,918	14,629	15,243
うち損益計算書上の費用	32,816	33,333	32,813	33,296	34,408
うち自己収入	△18,027	△18,832	△18,894	△18,667	△19,164
引当外賞与見積額	13	△17	20	49	16
引当外退職給付増加見積	213	197	177	186	218
機会費用	4	3	2	2	1
行政サービス実施コスト	15,020	14,684	14,118	14,866	15,479

## イ 一般勘定

平成26年度の行政サービス実施コストは14,988百万円であり、前年度比632百万円増加（4.4%増）である。これは、業務費が増加したこと等により業務費用合計が631百万円増加（4.5%増）したことが主な要因である。



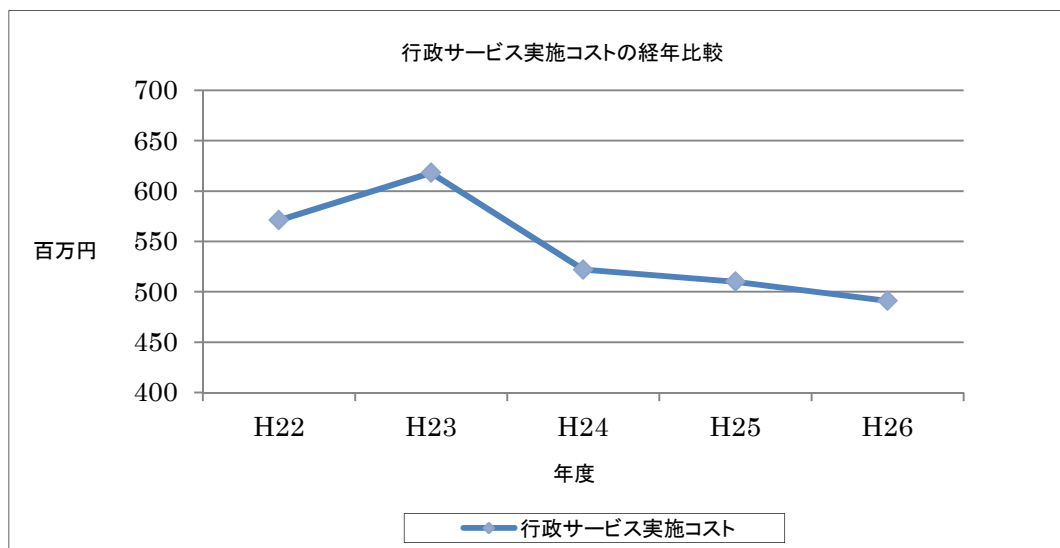
### ■行政サービス実施コストの経年比較

(単位：百万円)

区 分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
業務費用	14,233	13,896	13,409	14,130	14,761
うち損益計算書上の費用	17,448	17,359	16,868	17,569	17,842
うち自己収入	△3,215	△3,463	△3,459	△3,439	△3,080
引当外賞与見積額	13	△17	20	49	16
引当外退職給付増加見積	198	183	165	175	209
機会費用	4	3	2	2	1
行政サービス実施コスト	14,448	14,065	13,596	14,356	14,988

ウ 国選弁護士確保業務等勘定

平成 26 年度の行政サービス実施コストは 491 百万円であり、前年度比 19 百万円減少（3.8%減）である。これは、政府受託収益が 867 百万円増加（5.7%増）したことが主な要因である。



■行政サービス実施コストの経年比較

(単位：百万円)

区 分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
業務費用	556	604	510	499	482
うち損益計算書上の費用	15,368	15,974	15,945	15,727	16,566
うち自己収入	△14,813	△15,370	△15,435	△ 15,228	△ 16,084
引当外退職給付増加見積	16	14	13	11	9
行政サービス実施コスト	571	618	522	510	491

(2) 施設等投資の状況（重要なもの）

- ① 当事業年度中に完成した主要施設等  
該当なし
- ② 当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充  
該当なし
- ③ 当事業年度中に処分した主要施設等  
該当なし

## (3) 予算・決算の概況

(単位：百万円)

区 分	H22年度		H23年度		H24年度	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
収 入						
前年度繰越金	-	440	-	1,169	-	3,659
運営費交付金	15,542	15,542	16,554	16,554	16,402	16,147
受託収入	17,349	16,451	17,319	17,150	17,645	17,465
補助金等収入	157	149	166	84	149	65
事業収入	11,563	11,141	12,173	11,394	11,636	10,853
事業外収入	73	101	73	173	72	130
支 出						
一般管理費	6,751	7,120	6,880	7,729	7,135	7,397
事業経費	20,583	19,085	22,086	17,987	21,125	17,914
受託経費（国選弁護人 確保業務等勘定）	15,548	14,786	15,367	15,323	15,445	15,405
受託経費（一般勘定）	1,801	1,665	1,951	1,827	2,200	2,060

区 分	H25年度		H26年度		差額理由
	予算	決算	予算	決算	
収 入					
前年度繰越金	-	3,331	-	456	(注1)
運営費交付金	12,836	12,836	15,507	15,507	
受託収入	18,080	17,446	18,593	18,079	
補助金等収入	117	79	99	68	(注2)
事業収入	11,954	10,663	11,592	10,737	
事業外収入	2,293	2,345	82	76	
支 出					
一般管理費	6,927	8,083	7,442	8,046	(注3)
事業経費	20,273	17,666	19,838	17,815	(注4)
受託経費（国選弁護人 確保業務等勘定）	15,686	15,200	16,429	16,066	
受託経費（一般勘定）	2,394	2,246	2,164	2,012	

(注1) 前年度繰越金の内訳は、前中期目標期間繰越積立金の取崩分 105 百万円及び政府出資金 351 百万円である。

(注2) 補助金等収入の予算額と決算額の差は、寄附金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注3) 一般管理費の予算額と決算額の差は、事務所新設・移転等のための設備費用の支出が多かったことなどによる。

(注4) 事業経費の予算額と決算額の差は、民事法律扶助の代理援助（東日本大震災法律援助事業による代理援助を含む。）の実績が少なかったことなどによる。

#### (4) 経費削減及び効率化目標との関係

支援センターにおいては、平成26年度における一般管理費（人件費、公租公課及び新規に追加・拡充された事業の執行に伴う一般管理費を除く。）を、前年度比3%削減することを目標としている。この目標を達成するため、消耗品・備品等の節約や新宿出張所の統廃合、端末等の再リースや契約プランの見直しなどによって、経費の削減を図ったところである。

(単位：百万円)

区 分	前中期目標 期間終了年度		当中期目標期間							
	金額	比率	H26年度		H27年度		H28年度		H29年度	
			金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
一般管理費 (注)	2,295	100%	1,881	81.96%	—	—	—	—	—	—

(注) 当中期計画において、一般管理費（人件費及び公租公課を除く。）を、毎年度、前年度比3%削減するとしている。

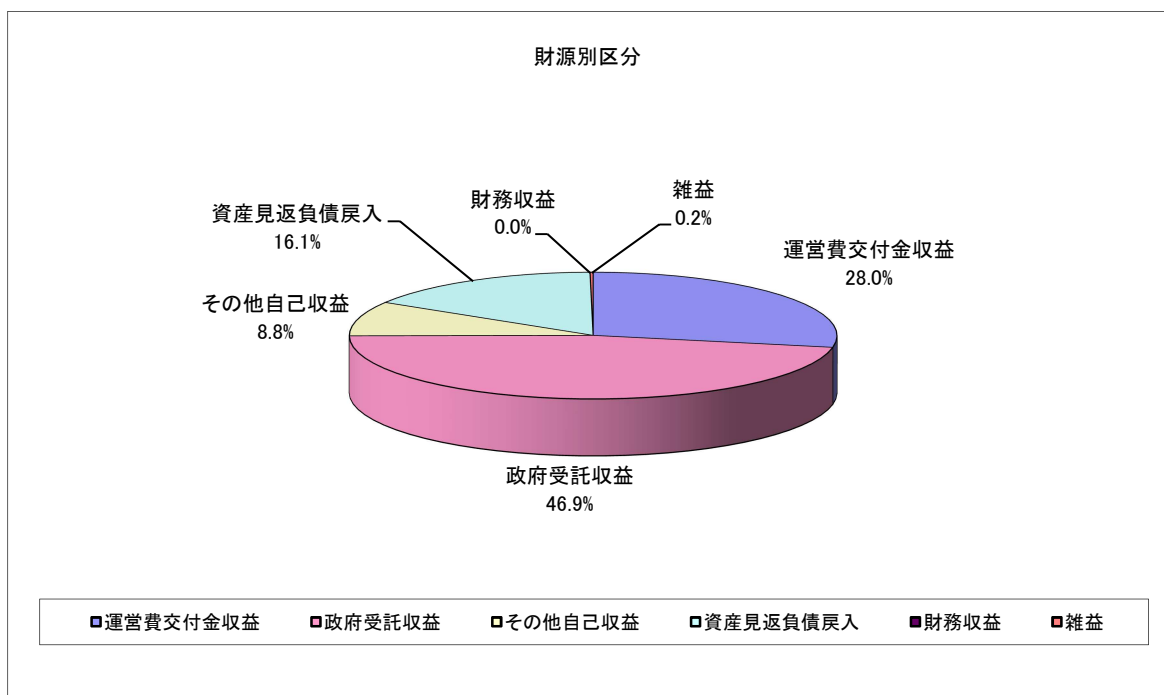
## 5 事業の説明

### (1) 財源構造

平成26年度における経常収益は34,283百万円であり、その財源別区分及び各業務に対応する収益は、次のとおりである。

#### ■財源別区分

- 運営費交付金収益 : 9,606百万円 (28.0%)
  - 政府受託収益 : 16,066百万円 (46.9%)
  - 寄附金収益 : 36百万円 (0.1%)
  - 民事法律扶助事業収益 : 707百万円 (2.1%)
  - 有償受任事業収益 : 235百万円 (0.7%)
  - 日弁連受託事業収益 : 2,012百万円 (5.9%)
  - その他事業収益 : 37百万円 (0.1%)
  - 資産見返負債戻入 : 5,512百万円 (16.1%)
  - 財務収益 : 2百万円 (0.0%)
  - 雑益 : 69百万円 (0.2%)
- 合計 : 34,283百万円 (100.0%)



### ■各業務に対応する収益

- 情報提供業務 : 運営費交付金収益
- 民事法律扶助業務 : 運営費交付金収益・民事法律扶助事業収益・  
資産見返運営費交付金戻入
- 国選弁護等関連業務 : 政府受託収益
- 司法過疎対策業務 : 有償受任事業収益・運営費交付金収益
- 犯罪被害者支援業務 : 運営費交付金収益・政府受託収益
- 日弁連受託業務 : 日弁連受託事業収益
- その他の業務 : その他事業収益・寄附金収益・  
資産見返物品受贈額戻入・財務収益・雑益

## (2) 財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明

### ①情報提供業務

利用者からの問合せに応じて、法制度に関する情報及び相談機関・団体（弁護士会、司法書士会及び地方公共団体）の相談窓口等に関する情報を無料で提供する業務である。

その全国統一窓口であるコールセンター（愛称「法テラス サポートダイヤル」）の運営については、業務開始当初から平成22年度までは外部業者に委託をしてきたが、平成23年度からは自主運営を開始した。この切り替えに伴って、当業務に係る主な支出内容も下表のとおり変化している。事業の財源は、運営費交付金収益等である。



■情報提供業務に係る主な支出

(単位：百万円)

区 分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
運営委託費	471	26 (注)	—	—	—
コールセンター運営経費	—	194	193	198	216

(注) 平成 23 年度の運営委託費 26 百万円は、東日本大震災の影響によって自主運営の開始が予定より遅れ

たため、平成 23 年 4 月 1 日から同 6 月 30 日までの間について、業者との間で委託契約を締結したもの。

平成 26 年度におけるコールセンターへの電話による問合せ件数は 307,756 件、メールによるものは 22,982 件であり、合計 330,738 件 (前年度比 5.5%増) であった。また、地方事務所への問合せ件数は、198,692 件 (同 5.0%減) であった。

②民事法律扶助業務

経済的にお困りの方が法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行い (法律相談援助)、必要な場合には、民事裁判等手続に係る弁護士又は司法書士の費用の立替え等を行う (代理援助及び書類作成援助) 業務である。

事業の財源は、費用立替制度を利用された方々からの償還金、民事法律扶助事業収益<sup>1</sup>、資産見返運営費交付金戻入<sup>2</sup>及び運営費交付金収益等となっている。

- 1 常勤弁護士が担当した民事法律扶助事件の対価 (着手金、実費及び報酬金) として、その年度中に確定した額。
- 2 民事法律扶助立替金に係る貸倒引当金を計上するために、貸倒引当金繰入額に対応して計上される損益計算上の収益。  
この計上のために改めて運営費交付金が投入されるものではない。

■民事法律扶助業務に係る主な収入と支出

(単位：百万円)

区 分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
民事法律扶助事業収益	886	1,006	904	765	707
法律相談援助費	1,281	1,464	1,651	1,718	1,831
貸倒引当金繰入額	6,420	3,043	4,581	4,917	4,800

■民事法律扶助立替金 (破産更生債権等を含む) 残高の推移 (単位：百万円)

区 分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
民事法律扶助立替金	32,649	34,771	35,833	37,616	38,168

平成 26 年度の法律相談援助実施件数は 282,369 件 (前年度比 103.2%)、代理援助開始決定件数は 103,214 件 (同 98.8%)、書類作成援助開始決定件数は 3,982 件 (同 86.2%) であった。

③震災法律援助業務

平成 24 年 4 月 1 日に東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律が施行されたことに伴い、翌 2 日より、全国の地方事務所にて、東日本大震災法律援助事業を開始した。

この事業は、震災発生時に災害救助法適用市町村（東京都を除く）に住所又は営業所等があった方を対象に、資力にかかわらず、震災に起因する紛争について対象手続をADRにも拡げて援助を行うものである。

平成26年度における震災法律相談援助実施件数は51,542件（前年度比106.5%）、震災代理援助開始決定件数は1,802件（同79.5%）、震災書類作成援助開始決定件数は9件（同69.2%）であった。

平成24年4月1日より施行となった震災特例法による立替金は、今年度期首における残高が148,400,372円であったところ、今年度中に新たに44,494,481円が発生し、79,850,535円が被援助者より償還され、また1,903,024円が償還免除となった結果、今年度末における残高は111,141,294円となっている。前述の民事法律扶助業務の実績には、この震災法律援助業務の実績を含めて表示している。

#### ④国選弁護等関連業務

国からの委託を受け、i 国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、国選弁護人候補及び国選付添人候補の指名及び裁判所への通知並びに国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の支払等を行う業務、ii 国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の支払等並びに被害者参加人に対する旅費等の支給を行う業務である。

平成26年度は被疑者国選70,939件（前年度比1.6%減）、被告人国選59,816件（同0.8%減）、国選付添2,955件（同564.0%増）の受理件数があった。

被害者参加人のための国選弁護制度における被害者参加弁護士の選定請求件数は、451件（前年度比17.8%増）であった。

被害者参加旅費等支給制度における被害者参加旅費等の請求件数は、2,578件（平成25年12月業務開始のため、前年度比なし）であった。

事業の財源は、政府受託収益等となっている。

#### ■国選弁護等関連業務に係る主な収入と支出（単位：百万円）

区 分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
政府受託収益	14,786	15,323	15,405	15,200	16,066
被疑者・被告人国選弁護人 及び国選付添人報酬	12,112	12,461	12,575	12,298	12,928
国選被害者参加弁護士報酬	48	52	72	76	88
被害者参加旅費	—	—	—	9	17

#### ⑤司法過疎対策業務

身近に法律家がない、あるいは法的サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消のため、支援センターに勤務する弁護士（常勤弁護士）が常駐する「地域事務所」を設置するなどし、法的サービス全般の提供を行う業務である。

平成 26 年度末において、司法過疎対応地域事務所は 34 ヲ所となっており、平成 26 年度には秋田県に鹿角地域事務所を新設した。

常勤弁護士の限られた労力を、司法過疎地域の利用者のニーズに応じてバランスよく法的サービス提供に用いるため、民事法律扶助事件、国選弁護事件及び有償事件を幅広く取り扱った。

地域事務所における受任事件数 2,642 件の内訳は、民事法律扶助事件 1,137 件、国選弁護・付添事件 690 件、日弁連委託援助事件 85 件、国選被害者参加事件 3 件及び有償事件 727 件である。

事業の財源は、民事法律扶助事業収益、有償受任事業収益及び運営費交付金収益等となっている。

■司法過疎対策業務に係る主な収入 (単位：百万円)

区 分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
有償受任事業収益	440	419	330	243	235

平成 26 年度の事業収益は平成 25 年度に比べて減少したが、常勤弁護士には、支援センターと関係機関との連携によって高齢者等が抱える問題を総合的に解決するための「司法ソーシャルワーク」として、財務諸表にはその成果が直接表れにくい分野における活躍も期待されている。

⑥犯罪被害者支援業務

犯罪の被害に遭われた方やご家族の方などに対し、犯罪により被った損害や苦痛の回復・軽減を図り、その被害に関する刑事手続に適切に関与するための支援を行う業務である。

具体的には、法制度に関する情報の提供、犯罪被害者支援を行っている機関・団体との連携による相談窓口の案内・取次、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介、被害者参加人のための国選弁護制度に関する業務、被害者参加旅費等支給制度に関する業務がある。

コールセンターでは、犯罪被害者支援専用の電話番号「犯罪被害者支援ダイヤル」を設け、犯罪被害者支援の知識・経験を有する担当者が、二次的被害を与えないように被害者等の心情に配慮しながら、情報提供を行っている。犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電件数は 13,137 件（前年度比 16.0%増）であった。

地方事務所における犯罪被害者等の対応件数は 12,695 件（同 9.8%減）、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介件数は 1,491 件（同 12.1%増）となった。

事業の財源は、運営費交付金収益及び政府受託収益等となっている。

## ⑦受託業務

支援センターの本来業務の遂行に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人等から委託を受けて、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる業務であり、平成19年4月1日より公益財団法人中国残留孤児援護基金から「中国残留孤児援護基金委託援助業務」、同年10月1日より日本弁護士連合会から「日本弁護士連合会委託援助業務」を受託している。

### 【中国残留孤児援護基金委託援助業務】

本邦に永住帰国した中国残留邦人等は、本邦における生活の安定等のために戸籍訂正手続その他戸籍に関する手続を必要とし、戸籍確認訴訟の提起や戸籍に関する審判申立等が行われることになるが、このうち、身元判明者に対する弁護士による法的援助業務を受託している。

平成26年度における援助申込み件数はなかったため、事業費の支出はなかった。

事業の財源は、公益財団法人中国残留孤児援護基金からの委託費となっている。

### 【日本弁護士連合会委託援助業務】

総合法律支援法が規定する支援センターによる民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされていない者を対象として、人権救済の観点から弁護士費用等の援助を行っている。

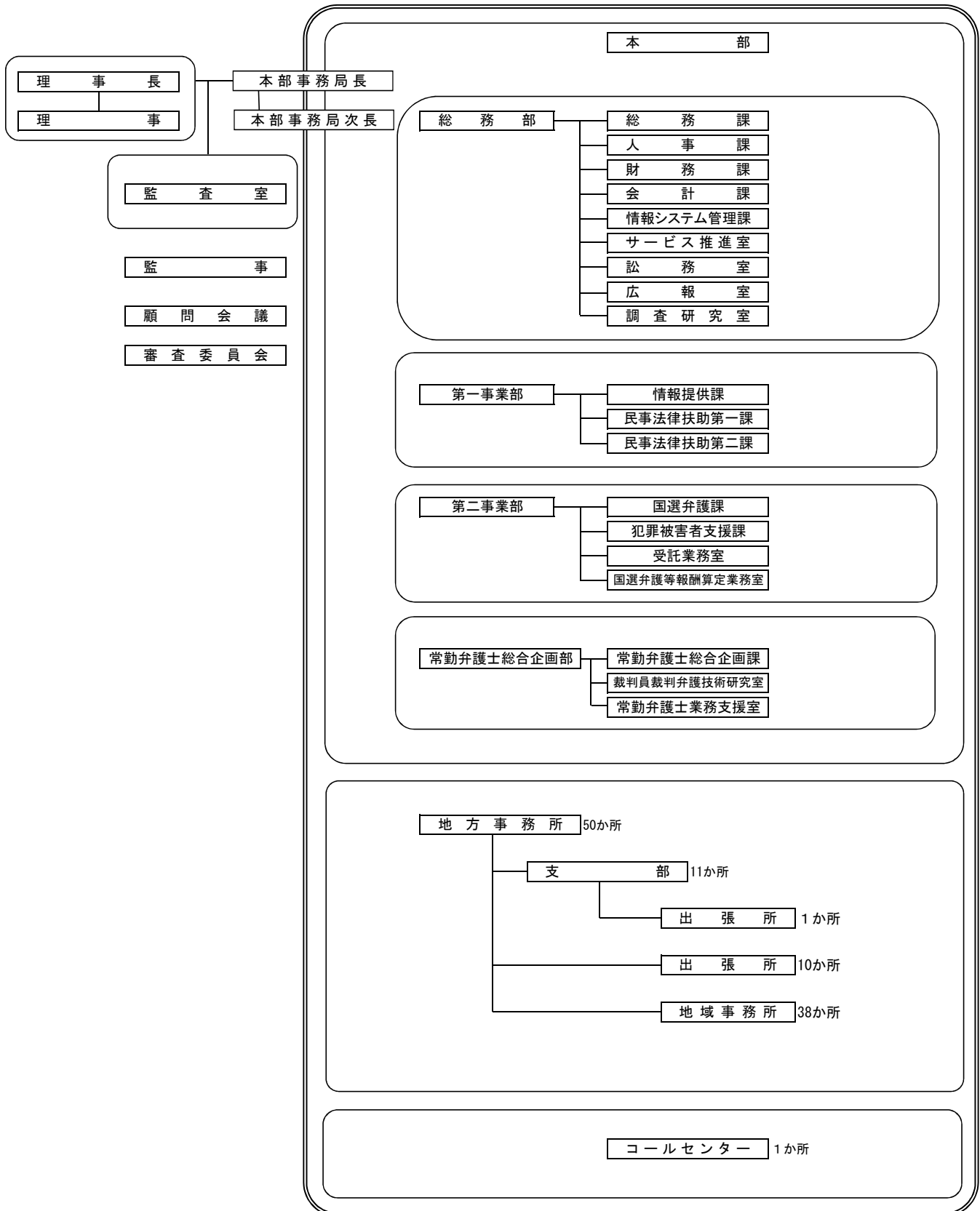
平成26年度の援助申込み総受理件数は24,096件（前年度比1,217件減、4.8%減）である。

事業費は、刑事被疑者弁護援助773百万円、少年保護事件付添援助675百万円、犯罪被害者法律援助129百万円、難民認定法律援助60百万円、外国人法律援助118百万円、子ども法律援助28百万円、精神障害者法律援助等44百万円、高齢者・障害者・ホームレス等に対する法律援助75百万円の合計1,902百万円である。

事業の財源は、日本弁護士連合会からの委託費（日弁連受託収益）となっている。

日本司法支援センター（法テラス）組織図

平成27年3月31日現在



日本司法支援センター（法テラス）全国事務所所在地等一覧

平成27年3月31日現在

	事務所名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
1	本部	164-8721	中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8F	0503383-5333	03-5334-7090
	裁判員裁判弁護士技術研究室	160-0004	新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル6F	0503383-0062	03-3353-7057
	常勤弁護士業務支援室	160-0004	新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル6F	0503383-0062	03-3353-7057
2	東京地方事務所	160-0023	新宿区西新宿1-24-1 エステック情報ビル13F	0503383-5300	03-6911-0150
	霞が関分室	100-0013	千代田区霞ヶ関1-1-3 弁護士会館3F	0503383-5330	03-3502-6856
3	上野出張所	110-0005	台東区上野2-7-13 JTB・損保ジャパン日本興亜上野共同ビル6F	0503383-5320	03-3835-2369
4	池袋出張所	170-0013	豊島区東池袋1-35-3 池袋センタービル6F	0503383-5321	03-3590-3334
5	多摩支部	190-0012	立川市曙町2-8-18 東京建物ファール立川ビル5F	0503383-5327	042-527-3051
6	多摩支部八王子出張所	192-0046	八王子市明神町4-7-14 八王子ONビル4F	0503383-5310	042-656-3201
7	神奈川県地方事務所	231-0023	横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル10F	0503383-5360	045-662-9356
8	川崎支部	210-0007	川崎市川崎区駅前本町11-1 パシフィックマークス川崎ビル10F	0503383-5366	044-246-0406
9	小田原支部	250-0012	小田原市本町1-4-7 朝日生命小田原ビル5F	0503383-5370	0465-24-7402
10	埼玉地方事務所	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館6F	0503383-5375	048-838-7230
11	川越支部	350-1123	川越市脇田本町10-10 KJビル3F	0503383-5377	049-242-5321
12	熊谷地域事務所	360-0037	熊谷市筑波3-195 熊谷駅前ビル7F	0503383-5380	048-522-8260
13	秩父地域事務所	368-0041	秩父市番場町11-1 サンウッド東和2F	0503383-0023	0494-25-1962
14	千葉地方事務所	260-0013	千葉市中央区中央4-5-1 Qiball(きぼーる)2F	0503383-5381	043-225-9206
15	松戸支部	271-0092	松戸市松戸1879-1 松戸商工会議所会館3F	0503383-5388	047-366-6575
16	茨城地方事務所	310-0062	水戸市大町3-4-36 大町ビル3F	0503383-5390	029-231-1731
17	下妻地域事務所	304-0063	下妻市小野子町1-66 JA常総ひかり県西会館1F	0503383-5393	0296-44-8461
18	牛久地域事務所	300-1234	牛久市中央5-20-11 牛久駅前ビル4F	0503383-0511	029-873-6946
19	栃木地方事務所	320-0033	宇都宮市本町4-15 宇都宮NIビル2F	0503383-5395	028-622-0987
20	群馬地方事務所	371-0022	前橋市千代田町2-5-1 前橋テルサ5F	0503383-5399	027-232-9727
21	静岡地方事務所	420-0853	静岡市葵区追手町9-18 静岡中央ビル2・11F	0503383-5400	054-251-3677
22	沼津支部	410-0833	沼津市三圓町1-11	0503383-5405	055-931-0320
23	浜松支部	430-0929	浜松市中区中央1-2-1 イーステージ浜松オフィス4F	0503383-5410	053-451-1722
24	下田地域事務所	415-0035	下田市東本郷1-1-10 パールビル3F	0503383-0024	0558-27-1167
25	山梨地方事務所	400-0032	甲府市中央1-12-37 IRIXビル1・2F	0503383-5411	055-232-7540
26	長野地方事務所	380-0835	長野市新田町1485-1 長野市もんぜんぶら座4F	0503383-5415	026-226-7675
27	松本地域事務所	390-0873	長野県松本市丸の内8-3 丸の内ビル3階	0503383-5417	0263-36-3351
28	新潟地方事務所	951-8116	新潟市中央区東中通1番町86-51 新潟東中通ビル2F	0503383-5420	025-225-6171
29	佐渡地域事務所	952-1314	佐渡市河原田本町394 佐渡市役所佐和田行政サービスセンター2F	0503383-5422	0259-52-2675
30	大阪地方事務所	530-0047	大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館B1F	0503383-5425	06-6367-1156
31	堺出張所	590-0075	堺市堺区南花田口町2-3-20 三共堺東ビル6F	0503383-5430	072-232-8547
32	京都地方事務所	604-8005	京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427 京都朝日会館9F	0503383-5433	075-231-4355
33	福知山地域事務所	620-0054	福知山市末広町1-1-1 中川ビル4F	0503383-0519	0773-23-6374
34	兵庫地方事務所	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワービル13F	0503383-5440	078-362-2698
	法テラス明石市役所内窓口	673-8686	明石市中崎1-5-1 明石市役所本庁舎2F市民相談室内	0503383-1104	078-918-0086
35	阪神支部	660-0052	尼崎市七松町1-2-1 フェスタ立花北館5F	0503383-5445	06-6411-2010
36	姫路支部	670-0947	姫路市北条1-408-5 光栄産業棟第2ビル	0503383-5448	079-284-2308
37	奈良地方事務所	630-8241	奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル6F	0503383-5450	0742-24-3213
38	南和地域事務所	638-0821	吉野郡大淀町下淵68-4 やすらぎビル4F	0503383-0025	0747-52-9179
39	滋賀地方事務所	520-0047	大津市浜大津1-2-22 大津商中日生ビル5F	0503383-5454	077-521-9122
40	和歌山地方事務所	640-8155	和歌山市九番丁15番地 九番丁MGビル6階	0503383-5457	073-425-9201
41	愛知地方事務所	460-0008	名古屋市中区栄4-1-8 栄サンシティビル15F	0503383-5460	052-241-1065
42	三河支部	444-8515	岡崎市十王町2-9 岡崎市役所西庁舎1F(南棟)	0503383-5465	0564-22-5308
43	三重地方事務所	514-0033	津市丸之内34-5 津中央ビル	0503383-5470	059-222-5096
44	岐阜地方事務所	500-8812	岐阜市美江寺町1-27 第一住宅ビル2F	0503383-5471	058-262-0902
45	可児地域事務所	509-0214	可児市広見5-152 サン・ノーブルレレッジ・ヒロミ1F	0503383-0005	0574-61-2940
46	中津川地域事務所	508-0037	中津川市えびす町7-30 イシックス駅前ビル1F	0503383-0068	0573-66-5551
47	福井地方事務所	910-0004	福井市宝永4-3-1 三井生命福井ビル2F	0503383-5475	0776-22-0354
48	石川地方事務所	920-0911	金沢市橋場町1-8	0503383-5477	076-263-7065
49	富山地方事務所	930-0076	富山市長柄町3-4-1 富山県弁護士会館1F	0503383-5480	076-493-9450
50	魚津地域事務所	937-0067	魚津市釈迦堂1-12-18 魚津商工会議所ビル5F	0503383-0030	0765-22-2594
51	広島地方事務所	730-0013	広島市中区八丁堀2-31 広島鴻池ビル1・6F	0503383-5485	082-224-0023
52	山口地方事務所	753-0072	山口市大手町9-11 山口県自治会館5F	0503383-5490	083-932-8141
53	岡山地方事務所	700-0817	岡山市北区弓之町2-15 弓之町シティセンタービル2F	0503383-5491	086-234-8413
54	鳥取地方事務所	680-0022	鳥取市西町2-311 鳥取市福祉文化会館5F	0503383-5495	0857-20-2298

	事務所名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
55	倉吉地域事務所	682-0023	倉吉市山根572 サンク・ビエビル202号室	0503383-5497	0858-26-6019
56	島根地方事務所	690-0884	松江市南田町60	0503383-5500	0852-23-7802
57	浜田地域事務所	697-0022	浜田市浅井町1580 第二龍河ビル6F	0503383-0026	0855-22-1560
58	西郷地域事務所	685-0015	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24-9 NTT隠岐ビル1F	0503383-5326	08512-2-4750
59	福岡地方事務所	810-0004	福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル4F	0503383-5501	092-722-3501
60	北九州支部	802-0006	北九州市小倉北区魚町1-4-21 魚町センタービル5F	0503383-5506	093-511-1571
61	佐賀地方事務所	840-0801	佐賀市駅前中央1-4-8 太陽生命佐賀ビル3F	0503383-5510	0952-28-7202
62	長崎地方事務所	850-0875	長崎市栄町1-25 長崎MSビル2F	0503383-5515	095-824-6688
63	佐世保地域事務所	857-0806	佐世保市島瀬町4-19 バードハウジングビル402	0503383-5516	0956-25-5340
64	杵岐地域事務所	811-5135	杵岐市郷ノ浦町郷ノ浦174 吉田ビル3F	0503383-5517	0920-47-3585
65	五島地域事務所	853-0018	五島市池田町2-20	0503383-0516	0959-72-5968
66	対馬地域事務所	817-0013	対馬市厳原町中村606-3 おおたビル3F	0503383-0517	092-052-5032
67	平戸地域事務所	859-5114	平戸市築地町510	0503383-0468	0950-23-8286
68	雲仙地域事務所	854-0514	雲仙市小浜町北本町14番地 雲仙市小浜総合支所3F	0503383-5324	0957-74-3185
69	大分地方事務所	870-0045	大分市城崎町2-1-7	0503383-5520	097-532-6673
70	熊本地方事務所	860-0844	熊本市中央区水道町1-23 加地ビル3F	0503383-5522	096-352-6350
71	高森地域事務所	869-1602	阿蘇郡高森町大字高森1609-1 NTT西日本高森ビル1F	0503383-0469	0967-62-0861
72	鹿児島地方事務所	892-0828	鹿児島市金生町4番10号アーバンスクエア鹿児島ビル6階	0503383-5525	099-223-6146
73	鹿屋地域事務所	893-0009	鹿屋市大手町14-22 南商ビル1F	0503383-5527	0994-44-6922
74	指宿地域事務所	891-0402	指宿市十町912-7	0503383-0027	0993-24-2657
75	奄美地域事務所	894-0006	奄美市名瀬小浜町4-28 AISビルA棟1F	0503383-0028	0997-53-5076
76	徳之島地域事務所	891-7101	大島郡徳之島町亀津553番地 徳之島合同庁舎2階	0503381-3471	0997-82-3261
77	宮崎地方事務所	880-0803	宮崎市旭1-2-2 宮崎県企業局3F	0503383-5530	0985-27-2876
78	延岡地域事務所	882-0043	延岡市祇園町1-2-7 UMK祇園ビル2F	0503383-0520	0982-33-0551
79	沖縄地方事務所	900-0023	那覇市楚辺1-5-17 プロフェスビル那覇2・3F	0503383-5533	098-855-3220
80	宮古島地域事務所	906-0012	宮古島市平良字西里1125 宮古合同庁舎1F	0503383-0201	0980-72-6552
81	宮城地方事務所	980-0811	仙台市青葉区一番町3-6-1 一番町平和ビル6F	0503383-5535	022-263-4558
82	南三陸出張所	986-0725	本吉郡南三陸町志津川字沼田56番地	0503383-0210	0226-47-1071
83	山元出張所	989-2203	亶理郡山元町浅生原字日向13番地1	0503383-0213	0223-33-8037
84	東松島出張所	981-0503	東松島市矢本字大溜1-1	0503383-0009	0225-84-3024
85	福島地方事務所	960-8131	福島市北五老内町7-5 イズム37ビル4F	0503383-5540	024-535-2939
86	会津若松地域事務所	965-0871	会津若松市栄町5-22 フジヤ会津ビル1F	0503383-0521	0242-24-3903
87	二本松出張所	964-0917	二本松市本町1-60-2 旧安達地方広域行政組合自治センター1F	0503381-3803	0243-62-0251
88	ふたば出張所	979-0407	双葉郡広野町広洋台1-1-89	0503381-3805	0240-28-0061
89	山形地方事務所	990-0042	山形市七日町2-7-10 NANABEANS8F	0503383-5544	023-633-0180
90	岩手地方事務所	020-0022	盛岡市大通1-2-1 岩手県産業会館本館2F	0503383-5546	019-652-5516
91	宮古地域事務所	027-0076	宮古市栄町3-35 キャトル宮古5F	0503383-0518	0193-64-3519
92	大槌出張所	028-1115	岩手県上閉伊郡大槌町上町1番3号	0503383-1350	0193-41-1536
93	気仙出張所	022-0003	大船渡市盛町字宇津野沢9番地5	0503383-1402	0192-26-4855
94	秋田地方事務所	010-0001	秋田市中通5-1-51 北都ビルディング6F	0503383-5550	018-825-1211
95	鹿角地域事務所	018-5201	秋田県鹿角市花輪字下花輪50番地 鹿角市福祉保健センター2F	0503383-1416	0186-30-1320
96	青森地方事務所	030-0861	青森市長島1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル2F	0503383-5552	017-773-5021
97	八戸地域事務所	031-0086	八戸市大字八日町36 八戸第1ビル3F	0503383-0466	0178-22-5841
98	むつ地域事務所	035-0073	むつ市中央1-5-1	0503383-0067	0175-22-3695
99	札幌地方事務所	060-0061	札幌市中央区南1条西11-1 コンチネンタルビル8F	0503383-5555	011-219-3818
100	函館地方事務所	040-0063	函館市若松町6-7 三井生命函館若松町ビル5F	0503383-5560	0138-26-3520
101	江差地域事務所	043-0034	檜山郡江差町字中歌町199-5	0503383-5563	0139-52-5039
102	八雲地域事務所	049-3106	二海郡八雲町富士見町21番地1	0503383-8366	0137-63-4633
103	旭川地方事務所	070-0033	旭川市3条通9-1704-1 住友生命旭川ビル6F	0503383-5566	0166-25-2066
104	釧路地方事務所	085-0847	釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル1F	0503383-5567	0154-42-0168
105	香川地方事務所	760-0023	高松市寿町2-3-11 高松丸田ビル8F	0503383-5570	087-851-3023
106	徳島地方事務所	770-0834	徳島市元町1-24 アミコビル3階	0503383-5575	088-655-2777
107	高知地方事務所	780-0870	高知市本町4-1-37 丸ノ内ビル2F	0503383-5577	088-873-3023
108	須崎地域事務所	785-0003	須崎市新町2-3-26	0503383-5579	0889-42-2001
109	安芸地域事務所	784-0004	安芸市本町3-11-22 2F	0503383-0029	0887-34-8532
110	中村地域事務所	787-0014	四万十市駅前町13-15 アメニティオフィスビル1F	0503383-0467	0880-35-5488
111	愛媛地方事務所	790-0001	松山市一番町4-1-11 共栄興産一番町ビル4F	0503383-5580	089-932-0213